

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会 職員採用試験実施要領

(平成30年 4月 1日付採用)

1. 採用予定人数

若干名

2. 職務内容

事務職 (事業概要は別掲)

3. 受験資格

(1) 昭和62年4月2日以降に生まれた者^{*}で、4年制大学を卒業した者

(平成30年3月卒業見込みの者を含む)

(※雇用対策法の例外事由③長期勤続によるキャリア形成を図る観点から若年者等を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用するため。)

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できません。

①禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

②日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 受験申込み手続き

(1) 申込み先

福島県社会福祉協議会 総務企画課

〒960-8141 福島市渡利字七社宮111番地

(2) 申込み受け期間

平成29年 7月10日(月)～ 8月10日(木)

※受付時間は月～金曜日の午前9時～午後5時、郵送の場合は当日消印有効

(3) 提出書類 (提出書類は返還しませんので、ご了承ください。)

①履歴書

②卒業(見込み)証明書

③成績証明書

④返信用封筒 (返信先住所を明記・82円切手貼付)

5. 選考・試験の内容及び試験日等

(1) 1次選考：書類選考

※1次選考の結果は、8月21日(月)までに本人宛通知します。

(2) 2次選考

①試験の内容 一般教養(多岐選択式)、小論文

②試験日時・会場 9月10日(日)・ 福島県総合社会福祉センター

(3) 3次選考

①試験の内容 集団討論・個人面接

②試験日時・会場 10月 1日(日)・ 福島県総合社会福祉センター

6. 採用の通知等

- (1) 3次試験の結果は、平成29年10月13日までに本人宛通知します。
- (2) 勤務は、平成30年4月2日(月)(雇用は4月1日)からとなります。

7. 勤務条件

(1) 給与月額

①採用された場合の予定給与月額は次のとおりです。

ア. 大学(4年)卒 182,400円

②採用前に職歴を有する場合には、一定の基準により額が加算されます。

③原則として年1回定期昇給がある他、県の人事委員会勧告に準じて給与改定が行われます。

(2) 諸手当

通勤、住居、扶養、超過勤務(残業)、期末・勤勉手当などの諸手当が、それぞれの要件に応じて支給されます。

(3) 休日等

①日曜日及び土曜日、国民の祝日、1月2日、3日、12月29日から31日。

②それぞれの要件に応じて年次有給休暇、特別休暇があります。

(4) 福利厚生

①退職金支給制度があります。

②社会保険加入制度があります。

③健康診断の受診制度があります。(年1回)

8. 問合せ先

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会 担当：総務企画課

〒960-8141 福島市渡利字七社宮111番地

TEL 024-523-1251 FAX 024-523-4477

E-mail soumu@fukushimakenshakyo.or.jp

【団体の事業概要】

名称：社会福祉法人福島県社会福祉協議会	代表者：瀬谷 俊雄
住所：福島市渡利字七社宮111番地 電話 024-523-1251 (代表)	
当会は、社会福祉法第110条に基づく公的な民間福祉団体です。 県内の市町村社会福祉協議会や社会福祉施設・団体等を会員として、主の次のような事業を実施しています。	
●社会福祉活動の企画及び行政等への提言活動	
●社会福祉に関する情報提供、調査事業	
●市町村社会福祉協議会及び社会福祉施設・団体の活動支援	
●その人らしい生活・自立への支援 (生活福祉資金貸付事業／母子家庭等就業・自立支援事業／日常生活自立支援事業／生活困窮者自立支援事業、等)	
●福祉に対する県民の理解と参加の促進 (ボランティア・住民参加活動の振興／長寿社会推進事業、等)	
●福祉人材の養成・確保及び社会福祉従事者の資質向上	
●福祉サービスの苦情解決事業	
●東日本大震災・原発事故避難者の生活支援	